

特定駐車場用泡消火設備の認定等に係る運用について

平成 26 年 12 月 15 日

日本消防検定協会

はじめに

「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 26 年総務省令第 23 号。以下「省令」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 26 年消防庁告示第 5 号。以下「告示」という。）が公布されたことに伴い、日本消防検定協会では、登録認定機関として、当該設備に用いる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下「ヘッド等」という。）の 3 品目について、平成 26 年 10 月 1 日から認定品目に追加するとともに、認定評価の対象として運用を開始しているところです。

認定評価に適合したヘッド等（以下「認定品」という。）については、その型式毎に型式番号を付与するとともに、認定に際して省令及び告示の基準を満足するために必要な条件（以下「付帯条件」という。）を示すこととしております。

また、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日付け消防予第 501 号。以下「消防庁通知」という。）が示されましたので、以下に認定評価の詳細、消防庁通知への対応等についてお知らせいたします。

1 認定品に係る型式番号等について


認定品に係る型式番号等については次のとおりです。

(1) 認定品に係る型式番号、付帯条件及び合格の表示

ヘッド等の型式承認の際に付与する型式番号及び付帯条件並びにその後実施する型式適合評価に合格したものに付す合格の表示について表 1 に示します。

なお、型式番号及び付帯条件については、認定品に係る型式評価の結果通知及び当該通知の別紙にそれぞれ記載しております。

表 1 認定品に係る型式番号、付帯条件及び合格の表示

認定品目	型式番号※1	付帯条件	合格の表示
閉鎖型泡水溶液 ヘッド	認評駐閉第〇～〇号	泡消火薬剤、希釈容量濃度、使用圧力範囲、 流量定数、開放個数※2 及び設置高さ範囲	
開放型泡水溶液 ヘッド	認評駐開第〇～〇号	泡消火薬剤、希釈容量濃度、使用圧力範囲、 流量定数及び設置高さ範囲	
感知継手	認評駐継第〇～〇号	使用圧力範囲、最大流量及び最大設置高さ	
※1：機器への表示なし。 ※2：閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドを除く。			

(2) 付帯条件に係る留意事項等

ヘッド等の付帯条件について、その条件が関連する主な事項及び当該設備設置時における留意事項について表 2 に示します。

表 2 付帯条件に係る留意事項等

品目	付帯条件	主な関連事項	設置時における留意事項
閉鎖型泡水溶液 ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	設置高さ範囲	放射性能 及び感知性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
	泡消火薬剤、希釈容量濃度、使用圧力範囲及び設置高さ範囲	放射性能	付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。
			適切な泡消火薬剤混合装置 ^{※1} であること。
希釈容量濃度、使用圧力範囲、流量定数及び開放個数	水源の水量	水源の水量 ① 開放個数 ^{※2} すべての放射に必要な流量 ^{※3} で 10 分間の放射に必要な量 ② 配管を満たすに要する量	
	泡消火薬剤貯蔵量	省令第 4 条第 5 号の規定によること。	
開放型泡水溶液 ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	泡消火薬剤、希釈容量濃度、使用圧力範囲及び設置高さ範囲	放射性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
			付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。 適切な泡消火薬剤混合装置 ^{※1} であること。
感知継手	使用圧力範囲	性能及び強度	感知継手に作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。 (加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等)
	最大設置高さ	感知性能	付帯条件の最大設置高さ以下に設置されていること。
	最大流量	接続可能な ヘッドの数	付帯条件の最大流量 $\geq ① \times ②$ ① 接続するヘッドの数 (最大 2 個) ② ヘッド 1 個の放射に必要な流量 ^{※4}

※ 1 : ヘッドの付帯条件と同一の希釈容量濃度の泡水溶液となるように、ヘッド 1 個から付帯条件に示される開放個数までの放射に必要な流量の範囲内において適正に混合できるもの

※ 2 : 開放個数とは、省令第 4 条第 2 号イ、第 5 条第 4 号イ又は第 7 条第 4 号イの規定により決定される個数

※ 3 : 開放個数すべての放射に必要な流量 (l/min) = ヘッド 1 個の放射に必要な流量^{※4} × 開放個数^{※2}

※ 4 : ヘッド 1 個の放射に必要な流量 (l/min) = 流量定数 × $\sqrt{10 \times \text{使用圧力範囲の下限値 (MPa)}}$

2 認定品とそれに相当する性能鑑定品の型式に係る情報提供について

消防庁通知に基づく情報提供等については次のとおりです。

(1) 特殊消防用設備等として設置された設備

特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッド等を用いた駐車場用消火設備」に係る設備等設置維持計画への対応として、従来実施していた性能鑑定に適合したもの(以下「性能鑑定品」という。)とそれに相当する認定品等の型式番号に係る対応表(以下「対応表」という。)を別添に示します。

(2) 消防法施行令第 32 条の適用により設置された設備

消防法施行令第 32 条の適用等により設置された又は着工中の「閉鎖型ヘッド等を用いた駐車場用消火設備」に用いられている性能鑑定品の扱いについても、特殊消防用設備等として設置された場合の考え方と同様に別添の対応表を、執務の際の参考としてご利用ください。

3 特定駐車場用泡消火設備に係るその他の機器等に関する評価について

ヘッド等の認定評価に加え、表2「設置時における留意事項」欄に掲げる事項に係る確認の際の参考に資することを目的として、特定駐車場用泡消火設備を構成するその他の機器等の省令及び告示への適合に関する評価について、次のとおり実施しております。

(1) 構成機器等の組合せ等に係る評価（特定機器評価（総合評価））

特定駐車場用泡消火設備を構成する機器等（認定品等を含む。）の組合せ等について、特定機器評価の総合評価において委員会を設置し、省令及び告示の技術基準並びに認定品に係る付帯条件への適合に関する評価を行います。

なお、評価依頼された特定駐車場用泡消火設備が技術基準等に適合すると認められる場合には、当該設備に対して評価番号を付与するとともに、当該設備の構成、仕様、設置に係る詳細等を示した総合評価結果（以下、「評価書」という。）を発行し、全国の消防本部等へ配布することとしております（表3参照）。

また、構成する機器等のうち、検定、認定その他認証の対象となっていないものであって、法令等で技術基準が示されていない主要な機器（評価依頼者が指定するものに限る。）については、当該機器に係る技術基準（以下、「特定機器評価基準」という。）を、総合評価において合わせて作成いたします。ただし、特定機器評価基準は評価書に示されません。


(2) 主要な構成機器に係る評価（特定機器評価（型式評価・型式適合評価））

前（1）により特定機器評価基準が作成された機器については、特定機器評価の型式評価において試験等を実施し、当該基準への適合に関する評価を行います。

なお、型式評価依頼された機器が特定機器評価基準に適合すると認められる場合には、当該機器に対して型式番号を付与するとともに、その後の型式適合評価に合格した製品には合格の表示が付されます。

既に特定機器評価基準が作成されている泡消火薬剤混合装置及びシステム制御盤に係る型式番号及び合格の表示について表3に示します。

表3 特定駐車場用泡消火設備に係るその他の機器等に関する評価

設備等	評価の種類	評価番号又は型式番号	合格の表示等
特定駐車場用泡消火設備 （構成機器の組合せ等）	特定機器評価 （総合評価）	評消虎第〇〇〇号	評価書
泡消火薬剤混合装置※ ¹	特定機器評価 （型式評価及び型式適合評価）	特評第〇〇〇号	
システム制御盤※ ²			
※1：泡消火薬剤混合装置は、混合器、泡消火薬剤貯蔵槽等から構成されるもので、泡消火薬剤混合装置に係る合格の表示は泡消火薬剤貯蔵槽に付されます。 ※2：すべての特定駐車場用泡消火設備に付置されるものではありません。			

4 その他

新たに認定等を開始する特定駐車場用泡消火設備と従来の性能鑑定で運用していた閉鎖型ヘッド等を用いた駐車場用消火設備について、それぞれの設備の設置に係る評価等の運用例を次の図に示します。

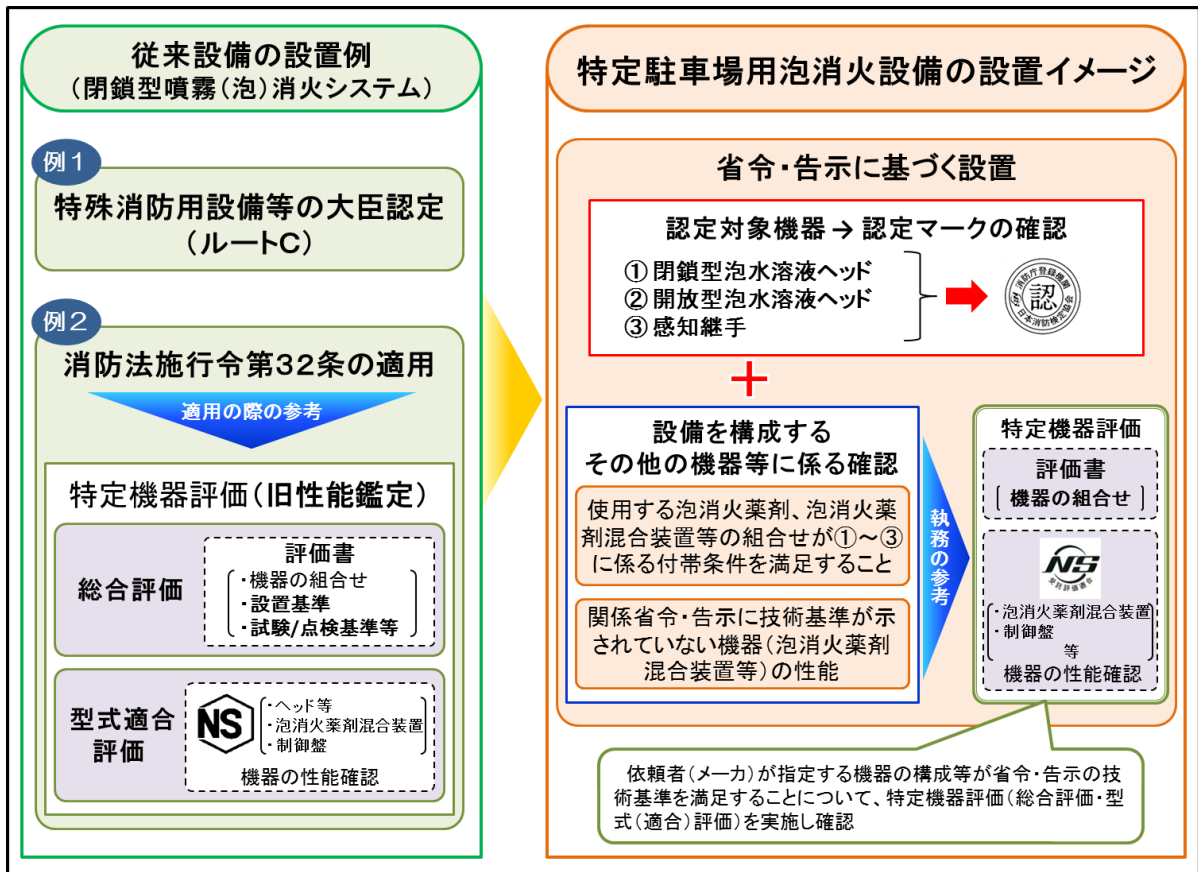


図 設備の設置に係る評価等の運用例

おわりに

今回お知らせしました特定駐車場用泡消火設備の取り扱いについて、建築確認申請事務、消防検査等の際にご留意くださいますようお願いいたします。

また、当該設備に係る執務のご参考として、認定評価の合格の表示と併せて当協会発行の評価書及びNSマークについてもご利用いただけることを願っております。

日本消防検定協会は、皆様により一層信頼される試験機関を目指して、検定業務及び受託評価業務の品質向上に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■ ■ ■ お問い合わせ先 ■ ■ ■

日本消防検定協会の下記担当までお願いいたします。

- ◆ 認定、性能鑑定等の型式について
消火・消防設備部 消火設備課
TEL 0422-44-7222(直通)
- ◆ 評価書(総合評価結果)について
虎ノ門事務所
TEL 03-3593-2991
- ◆ その他業務全般について
業務企画室
〒182-0012
東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代表)
e-mail: gyoumukikakushitsu@jfeii.or.jp

性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック株式会社	鑑特第130号	※2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型C68(標準、下向き)	認評駐閉第26～1号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C68、感知範囲r2. 1、呼称15 (標準r2. 1、下向き、発泡倍率5倍以上)
	※1 鑑特第130～1号					
	鑑特第131号	※2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型C68(標準、上向き)	認評駐閉第26～2号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C68、感知範囲r2. 1、呼称15 (標準r2. 1、上向き、発泡倍率5倍以上)
	※1 鑑特第131～1号					
能美防災株式会社	鑑特第117号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称10(標準型 下向き)	認評駐閉第26～3号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第118号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称15(矩形型 下向き)	認評駐閉第26～4号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲6. 4×3. 2、呼称15 (矩形6. 4×3. 2、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第121号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C88、呼称10(標準型 下向き)	認評駐閉第26～5号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C88、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第122号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称10(標準型 上向き)	認評駐閉第26～6号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第211号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準r2. 8、下向き)	認評駐開第26～1号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第212号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準r2. 8、上向き)	認評駐開第26～2号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称10 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第126号	※2 特定消火機器	感熱開放継手 バルブ型C66、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)	認評駐継第26～1号	感知継手	バルブ型C66、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)
	鑑特第229号	※2 特定消火機器	感熱開放継手(高温型) バルブ型C88、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)	認評駐継第26～2号	感知継手	バルブ型C88、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)

性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ニッタン 株式会社	鑑特第220号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNP72 可溶片型C72(標準r2.8、下向き)	認評駐閉第26～7号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72、感知範囲r2.8、呼称15 (標準r2.8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第220-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第221号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNP96 可溶片型C96(標準r2.8、下向き)	認評駐閉第26～8号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96、感知範囲r2.8、呼称15 (標準r2.8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第221-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第222号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNU72 可溶片型C72(標準r2.8、上向き)	認評駐閉第26～9号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72、感知範囲r2.8、呼称15 (標準r2.8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第222-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第223号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNU96 可溶片型C96(標準r2.8、上向き)	認評駐閉第26～10号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96、感知範囲r2.8、呼称15 (標準r2.8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第223-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第227号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHNU-O (標準r2.8、上向き)	認評駐開第26～3号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称15 (標準r2.8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第227-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第228号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHNP-O (標準r2.8、下向き)	認評駐開第26～4号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称15 (標準r2.8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第228-1号	特定初期拡大 抑制機器				

性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			特定機器評価品等		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック株式会社	鑑特第129号	※2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステム)	特評第248号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)
	鑑特第218号	※2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステムⅡ)			
能美防災株式会社	鑑特第119号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム	特評第249号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度2%)
				特評第251号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第208号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (Ⅱ型・NS式)	特評第250号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)
				特評第251号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
鑑特第210号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (Ⅱ型・湿式)	特評第250号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)	

性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			特定機器評価品等		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ニッタン 株式会社	鑑特第225号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
				特評第253号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	※1 鑑特第225-1号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
				特評第253号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第226号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
	※1 鑑特第226-1号	特定初期拡大 抑制機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)			
鑑特第224号	※2 特定消火機器	噴霧消火薬剤 HC-15	泡第25~2号	泡消火薬剤	水成膜泡 1.5%(-10℃~+30℃)	

※1 性能鑑定品の型式番号中「鑑特第〇〇〇~1号」又は「鑑特第〇〇〇-1号」は、その上段「鑑特第〇〇〇号」の型式変更による型式です。

※2 平成20年8月に性能鑑定品の種別区分の名称を「特定消火機器」から「特定初期拡大抑制機器」に変更しております。